

令和2年度 測量格付事項審査について（県内本店測量業者のみ）

三重県 県土整備部 建設業課

1 審査の目的

三重県測量業務入札参加資格者格付要領に基づき三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登載された県内に本店を有する測量業者の格付を毎年行うため、測量格付事項審査を実施します。

2 提出方法

三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登載された県内に本店を有する測量業者の測量格付事項審査を別添日程表のとおり実施します。最寄りの会場にて測量格付事項審査を受審し、令和2年度測量格付事項審査申請書等を提出してください。

（事前に受審日時予約が必要です。受審希望会場の建設事務所総務課へ電話で予約してください。）

※測量格付事項審査申請書等の提出がない場合は、測量業務の入札に参加できなくなりますのでご注意ください。

3 審査基準日

有資格者（測量士、測量士補）：令和2年1月1日（6ヶ月以上の連続雇用）

その他の項目：令和元年10月1日

4 提出・持参書類

(1) 令和2年度 測量格付事項審査申請書 2部（正本1部、副本1部）提出

(2) 測量士・測量士補調書 2部（正本1部、副本1部）提出

(3) 財務に関する書類（提示）

①測量法第55条の8の規定に基づく財務に関する報告書（直前第1期及び直前第2期分）

②直前第1期及び第2期の決算報告書（税務署の受付印のある確定申告書に添付したもの）

※電子申告の場合は、申告データ及び受信通知を出力したもの

（直前第1期は審査基準日（令和元年10月1日）直前の決算日、直前第2期はその1期前）

(4) 測量士・測量士補調書に記載した測量士、測量士補の資格を確認できる書類

①登録通知書又は登録証明書 写しを提出

※下記（6）で確認済みの技術者については、（4）の書類を提出する必要はありません。

(5) 測量士、測量士補調書に記載した測量士、測量士補の連続した雇用を確認できる書類

審査基準日（令和2年1月1日）時点での6ヶ月以上の連続した雇用を下記の①～③の書類により確認します。

①次のaからeのうち1種類の書類で確認します。

a 健康保険被保険者証（写しを提示）

b 健康保険厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書（又は、健康保険被保険者適用除外認証でも可。申請時直前のもの。）（原本を提示）

c 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（原本を提示）（※平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となっております。）

d 個人事業者の事業主については、国民健康保険証（原本を提示）

e 役員を証明する書類（登記簿謄本（現在事項全部証明書）等）（原本又は写しを提示）

②源泉徴収簿又は賃金台帳（原本を提示）（令和元年7月～12月分）

③出勤簿又はタイムカード等それに類するもの（原本を提示）（令和元年7月～12月分）

技術者が役員であるため、出勤状況を確認できる書類がない場合は、役員であることを証明する書類（登記簿謄本（現在事項全部証明書）等（原本又は写しを提示）

（6）前年度の測量格付事項審査申請書等の副本（審査済印、受付印押印の副本を提示）

平成31年度測量格付事項審査申請書及び測量士・測量士補調書の副本で審査済印及び受付印が押印されているもの。（ただし、平成31年2月1日以降の受付印が押印されているもの。）

5 測量格付事項審査申請書の記入方法

（1）業者コード

現在、三重県入札参加資格者名簿に登録のある方は、三重県から付与された業者コード（50で始まる番号）を記入してください。また、初めて三重県に登録する方は、記入しないでください。

（2）純資産合計額

「純資産合計額」には審査基準日（令和元年10月1日）直前の決算の純資産合計額を記入してください。また、「直前第1期の決算日」に審査基準日（令和元年10月1日）直前の決算日を記入してください。

（3）測量実績高

「①直前第1期」には審査基準日（令和元年10月1日）直前の決算の完成測量高（消費税抜き）を、「②直前第2期」にはその1期前の決算の完成測量高（消費税抜き）を記入してください。

「測量実績高」には直前2年の決算の完成測量高（消費税抜き）の平均 $((①+②) \times 1/2)$ を記入してください。（千円未満の端数は切り捨て）

（4）全事業実績高

「①直前第1期」には審査基準日（令和元年10月1日）直前の決算の全事業の売上高（消費税抜き）を、「②直前第2期」にはその1期前の決算の全事業の売上高（消費税抜き）を記入してください。

「全事業実績高」には直前2年の決算の全事業の売上高（消費税抜き）の平均 $((①+②) \times 1/2)$ を記入してください。（千円未満の端数は切り捨て）

（5）有資格者

「有資格者」には測量士・測量士補調書に記載した測量士、測量士補の人数を記入してください。

（6）営業年数

「営業年数」には審査基準日（令和元年10月1日）現在における営業年数を記入してください。

6 測量士・測量士補調書の記入方法

（1）ページ数

調書の枚数を記入してください。（1/3、2/3…）

（2）測量士、測量士補

審査基準日（令和2年1月1日）時点において、6ヶ月以上の連続した雇用が確認できる測量士、測量士補の資格を有する役員、職員を記入してください。

役員とは法人の常勤の取締役、個人にあつては事業主とし、また、職員とは常時雇用されている者とします。

従って、非常勤の取締役及び常勤の監査役、また嘱託職員、日給職員、パート職員等は含まないでください。

●問い合わせ先

三重県 県土整備部 建設業課 入札制度班 TEL 059-224-2723